

# **水上村男女共同参画社会づくり計画**

**～誰もがのびのび輝ける社会づくり～**

**【第3次改訂版】**

**令和4年4月**

**水 上 村**

## はじめに

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化による労働力人口の減少、グローバル化や高度情報化の進展に加え、家族形態や地域社会の変化、就労環境の多様化など大きく変化しており、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしています。このような変化に対応し、持続可能な社会を実現していくためには、すべての人が性別にかかわらず、魅力に満ちた、豊かで安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の構築がこれまで以上に重要となっています。

本村においても、「水上村総合計画」に掲げる「ふるさとに親しみ、人と地域をはぐくむ教育」の基本構想の下、誰もがのびのびと暮らせる地域社会づくりを推進するため、平成29年4月に「水上村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画の意識啓発や具体的な仕組みづくりに取り組んでまいりました。

今回策定いたしました第3次水上村男女共同参画社会づくり計画では、第2次計画に引き続き、「誰もがのびのび輝ける社会づくり」を基本理念に掲げ、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分生かすことができ、ともに自立し豊かに生きることが出来る男女共同参画社会を目指し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、積極的に計画を進めてまいります。

村民の皆様をはじめ、事業者、各種団体の皆様におかれましては、今後ともこの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの立場で積極的に取り組んでいただきますよう、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年4月

水上村長 中 嶽 弘 継

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景（世界・日本・熊本県・水上村）	1
---------------------------	---

## 第2章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的	4
2. 計画の基本的視点	5
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画期間	6
5. 計画の目指す姿	7
6. 計画の基本目標	7
7. 計画体系図	8
8. 計画の推進体制	9

## 第3章 行動計画～具体的な取組み～

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	10
基本目標2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり	12

資料編	15
-----	----

## 第1章 計画策定の背景

### 1. 計画策定の背景（世界・日本・熊本県・水上村）

年代	世界（国連）	日本	熊本県	水上村
1975年 （昭和50）	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部設置		
1976年 （昭和51）	「国際婦人の十年」始まる（～1985）			
1977年 （昭和52）		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置	
1979年 （昭和54）	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年 （昭和55）	「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		県議会が国に「婦人の権利を確立するための意見書」提出 「県婦人問題行政推進会議」設置	
1985年 （昭和60）	「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「女性の年金権」確立	国連婦人の十年最終記念事業「くまもと婦人フォーラム」開催	
1988年 （昭和63）			福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置	
1990年 （平成2）	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 （平成3）		「育児休業法」公布		
1994年 （平成6）			「ハーモニープランくまもと」策定	
1995年 （平成7）	第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」公布改正（介護休業制度の法制化）	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年 （平成8）		内閣府に男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 （平成9）		「介護保険法」公布		
1999年 （平成11）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	女性副知事就任	

年代	世界（国連）	日本	熊本県	水上村
2000年 （平成12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「児童虐待防止に関する法律」公布・施行	女性の熊本県知事誕生 「熊本県男女共同参画白書」発行	
2001年 （平成13）		内閣府に男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	「熊本県男女共同参画（ハーモニープランくまもと21）」策定 「熊本県農産漁村男女共同参画推進プラン」策定	
2002年 （平成14）		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	熊本県男女共同参画推進条例施行 熊本県男女共同参画審議会設置	
2003年 （平成15）		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置	
2004年 （平成16）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」改正		
2005年 （平成17）	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「水上村次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）策定
2006年 （平成18）			「第2次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定	
2008年 （平成20）		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
2009年 （平成21）		「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度を事業主に義務化）	男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女共同参画・協働推進課に名称変更	
2010年 （平成22）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「水上村次世代育成支援地域行動計画」（後期計画）策定
2011年 （平成23）	UN women 正式発足		「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女参画・協働推進課を環境生活部に移管	男女共同参画に関する村民意識調査実施 水上村人づくり推進委員会（男女共同参画社会推進委員会）実施

年代	世界（国連）	日本	熊本県	水上村
2012年 （平成24）	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		「水上村男女共同参画社会づくり計画」策定
2013年 （平成25）		日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ		
2014年 （平成26）	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	日本再興戦略改訂閣議決定「女性の輝く社会の実現」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	熊本県女性の社会参画加速化会議発足 「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定	
2015年 （平成27）	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速のための重点方針（2015）」策定 女性活躍推進法公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定	「第5次水上村総合計画」策定 「水上村子ども・子育て支援事業計画」策定
2016年 （平成28）			「第4次熊本県男女共同参画計画」策定	
2017年 （平成29）				「第2次水上村男女共同参画社会づくり計画」策定
2018年 （平成30）		「子ども・子育て支援法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立		
2019年 （平成31） （令和1）		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「DV防止法」改正		
2020年 （令和2）		「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「第5次熊本県男女共同参画基本計画」策定	

## 第2章 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の目的

水上村では、男女共同参画社会基本法の下記5つの基本理念に準じ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指し、平成29年4月に「第2次水上村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

今回、計画策定から5年が経過し改訂年にあたることから、これまでの実施事業の検証と社会情勢の変化等を踏まえて、「第3次水上村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、更なる計画推進を図ってまいります。

なお、この計画は、水上村における男女共同参画社会の実現に向けて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく推進計画として位置づけ、具体的な施策や事業を一体的計画として策定するものです。

#### 男女共同参画社会基本法 5つの基本理念とは？

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

## 2. 計画の基本的視点

この計画は、第2次計画同様、すべての村民の人権を尊重し、男女に平等な参画機会の確保、男女のパートナーシップの確立を基本とし、行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させることを前提としています。

協働のむらづくりも、男女共同参画社会が基本にあって目指すべきものと考えます。男性・女性等関係なく、すべての村民がお互い支えあう気持ちを持つこと、助け合う気持ちやそういった環境づくりの大切さを学ぶことが必要となります。狭い村では意見を伝えることや、行動をすることが難しいと感じることもありますが、どんな社会をつくりたいのか「一人ひとりが考えることも大切」です。

行政や一部の人が頑張るだけでは成果が上がらないことから、一人ひとりが自分達の計画だと思い、共通な認識を持てるように啓発や意識づくりを推進します。このため、本計画でも、村（行政）の取組み・村民の取組みという欄を作り、一つの取組む内容について行政・地域・家庭とが一丸となっていけるよう進めていきます。

男女共同参画に関わる課題は、日々の生活の中に多くあります。常に男女共同参画にとらわれなくても身近なことから関心を持って過ごしてみましよう。

### 男女共同参画は

『男は仕事、女は家庭』といった、長い時間をかけて人々の意識や生活の中に形作られた固定的な性別役割分担等を見つめ直し性別にかかわらず誰もが活躍できる社会としていくことです。

何より一人ひとりの日々の心がけが大切となります。



### 3. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2項の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として一体的に策定するものです。

また、計画の策定に当たっては、「水上村総合計画」を上位計画とし、水上村子ども子育て支援行動計画など、他の計画との調和を図り策定するものとします。

国

男女共同参画社会基本法  
第5次男女共同参画基本計画  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

県

第5次熊本県男女共同参画計画

村

第5次水上村総合計画  
第2期水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
第3次水上村男女共同参画計画  
（女性の職業生活における活躍推進計画）  
（DV防止基本計画）

### 4. 計画期間

この計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に対応して、必要に応じ随時見直しを行っていきます。

## 5. 計画の目指す姿

「誰もがのびのび輝ける社会づくり」

水上村において、男女共同参画社会が実現した姿を「誰もがのびのび輝ける社会」として実現を目指します。

## 6. 計画の基本目標

本計画では第2次計画の2つの基本目標を更に充実させるため、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画社会の形成」を目指します。

### 第1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

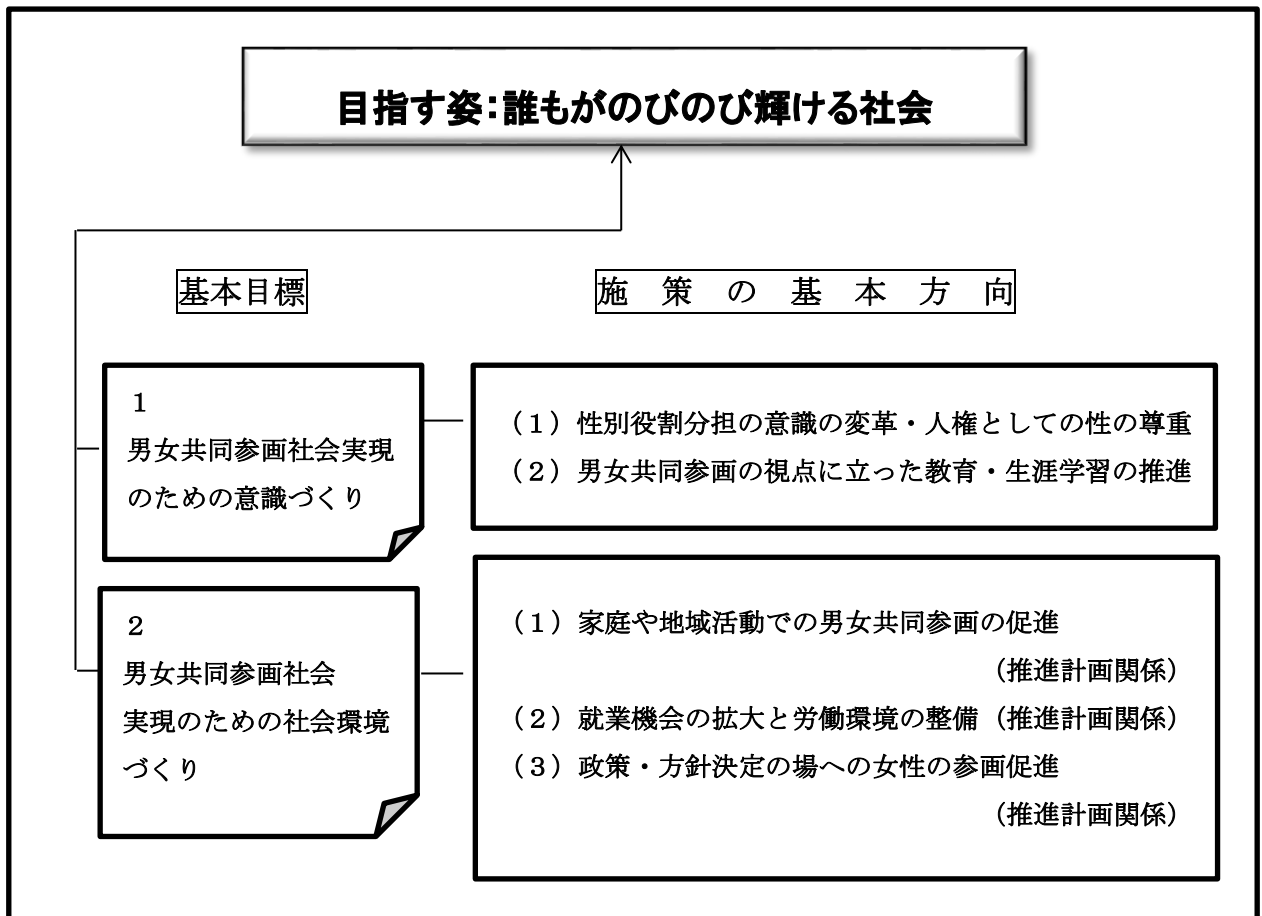
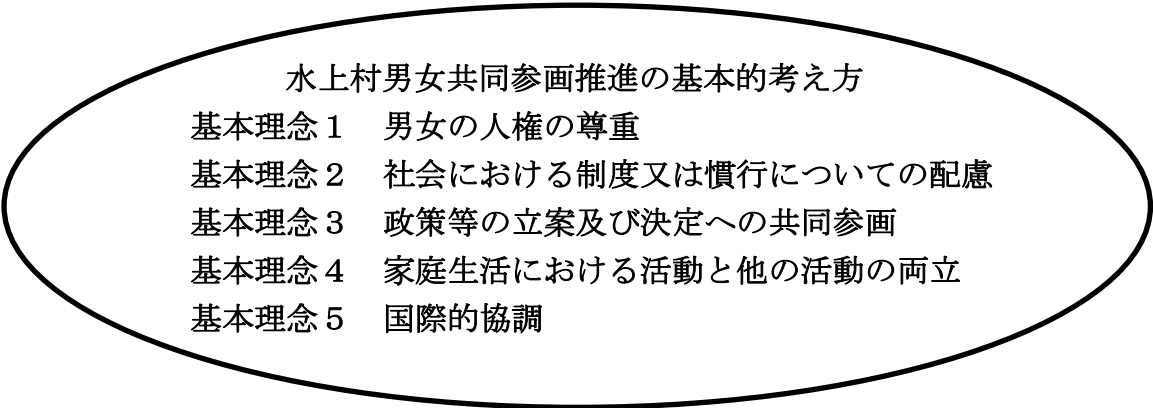
一人ひとりが男女共同参画を理解し、身近に感じられるように浸透させていきます。

### 第2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

小さな出来ることから、一人ひとりの個性と能力を十分生かし、様々な場面で参画しやすい環境づくりを進めます。

## 7. 計画体系図

計画の目指す姿を実現させるために、2つの基本目標を定めます。それぞれの基本目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。



## 8. 計画の推進体制

この計画に基づき、男女共同参画社会を実現するためには、行政の推進体制の充実とともに、地域・村民等の理解や協力が不可欠です。まずは行政が啓発等の体制を確立し、地域・村民等にこの事業の内容を伝え広げていくことが必要となります。そして、村民一人ひとりが男女共同参画に対する取り組みが必要だと認識してもらえるように推進します。

なお、この計画は5年ごとに内容の推進状況を検証するとともに、見直しを行っていきます。

### 1 村の推進体制の充実

計画の推進にあたって、行政の各部署が一体となり、行政の取り組む施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会づくりにむけ推進します。庁内等の「男女共同参画庁内等勉強会」が主体となり、庁内体制の充実を図ります。

### 2 関係機関、関係団体、地域、村民との連携

本村の人づくり推進委員会「男女共同参画社会推進委員」と関係機関、関係団体、地域、村民とのつながりを大切にし、意見や活動を尊重しつつ連携し、この事業計画を推進していきます。

### 3 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況を、村民にわかりやすく公表します。

### 第3章 行動計画～具体的な取組み～

#### 【基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり】

村民一人ひとりが自分の問題として捉え、男女共同参画を理解し、身近に感じられるように継続的な啓発活動を行います。

#### ～施策の基本方向～

##### (1) 性別役割分担の意識の変革・人権としての性の尊重

固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の正しい理解を促進する啓発活動を積極的に展開するとともに、職場・家庭・地域における性別役割分担の意識と実態を把握し、小さなことから見つめなおします。

また、一人ひとりが自信を持ち意見を伝えることや行動ができるような意識づくりに取り組みます。

#### ～村の取組み～

具体的施策	取組内容	担当課
①男女共同参画に関する広報・啓発	村の広報誌等の情報発信においては男女共同参画の視点に立った表現に配慮するとともに、広報みずかみや村ホームページに男女共同参画の関連記事を掲載するなど村民の意識啓発を行います。	保健福祉課
②さまざまな機会を通じた意識啓発	地区の会合や行事など様々な機会を通じて、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	保健福祉課
③男女共同参画に関する現状把握と活用	男女共同参画に関する実態を調査して実情を把握し、身近な視点からの啓発や今後の施策に活用していきます。	保健福祉課
④暴力の根絶に向けた意識啓発	広報やさまざまな機会を通じ、DV・性犯罪、売買春、セクハラなどの女性の人権を著しく侵害する暴力の根絶に向けた啓発を行います。	総務課 保健福祉課

#### ～村民の取組み～

- 身の回りの男女の慣習・慣行を見つめなおしましょう。
- 村内行事や講演会などに積極的に参加し意識を高めましょう。

## (2) 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

人権の尊重と男女平等などの理念を推進する教育・学習を推進するとともに、家庭や社会教育の推進においても男女共同参画の視点に立ち、誰もがお互いを慈しみ思いやりを持てるような取り組みを行います。

また、就業分野においても仕事と家庭生活とが両立でき、毎日生き生きと働くことが出来るよう意識づくりに取り組みます。

### ～村の取り組み～

具体的施策	取組内容	担当課
① 人権教育・学習の推進	人権教育・啓発基本計画に基づき、男女が互いの人権を尊重する意識を持つよう、広報や様々な機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育等の充実を図ります。	保健福祉課 教育委員会
② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と充実	家庭教育力の向上を図る啓発等を展開します。 また、家族全員で子育てすることの大切さを啓発します。	保健福祉課 教育委員会
③ 生涯学習の充実	様々な分野において学習機会を充実させ、生きがいを広げ、日々学習を続け、男女のあらゆる分野における参画が高まるよう呼びかけます。	保健福祉課 教育委員会
④ ワーク・ライフ・バランスの推進	広報や相談等さまざまな機会を通じ、仕事と家庭生活とが両立でき、毎日生き生きと働くことが出来るような意識づくりに取り組みます。	保健福祉課 教育委員会

### ～村民の取り組み～

- 人権意識を持ち、思いやりの心を持って人に接しましょう。
- 家族そろって食事をするなどコミュニケーションの場を増やしましょう。
- 様々な講座や学習会に参加し、色々なことにチャレンジしてみましょう。
- 自分のライフスタイルを見つめ直してみましょう。

## 【基本目標 2 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり】

小さな出来ることから、一人ひとりの個性と能力を十分生かし、様々な場面で参画しやすい環境づくりを進めます。

### ～施策の基本方向～

#### (1) 家庭や地域活動での男女共同参画の促進（推進計画関係）

家庭や地域の様々な分野において、男女がお互いに認め合い、ともに参画し、誰もが健やかに安心して生活ができ、多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組みます。

### ～村の取組み～

具体的施策	取組内容	担当課
①子育て・介護支援の充実	保育サービス・育児相談の充実、子育てサークル等への活動支援、子育てに関する情報提供など多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させます。また、介護支援策の充実を図ります。	保健福祉課
②村民同士の交流や活動の推進	村民同士が触れ合えるような場を設け、交流が深まるように推進します。	保健福祉課
③男女共同参画の視点を生かした地域づくり	各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティの活性化など男女が手を携えた各種活動を支援します。	保健福祉課
④健康の保持・増進	広報や様々な機会を通じ、健康づくりに対する村民の意識を高めるとともに性差・年代に応じた健康教育・健康相談・各種健診（検査）・医療などの充実を通じ、心身の健康を保持・増進します。	保健福祉課
⑤高齢者が安心して暮らせる環境整備	地域による見守りや介護保険サービスの充実など高齢者が健やかに安心して日常生活を送ることができるよう取り組みます。	保健福祉課
⑥障害者が安心して暮らせる環境整備	障害福祉サービスの充実を図るなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。	保健福祉課
⑦子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境整備	ひとり親家庭の自立支援など、子どもと子育て家庭が安心・安全・健康に暮らせるよう取り組みます。	保健福祉課
⑧DV等の被害者の支援	関係機関と連携してDV・虐待等暴力被害者の早期発見、安全確保、自立を支援します。また、緊急時における被害者の安全確保に努めます。	保健福祉課
⑨相談体制の充実	様々な困難を抱えた村民の各種相談に適切に対応します。	保健福祉課
⑩男女双方の視点到配慮した防災体制の整備	女性の会、女性消防団員の育成をはじめ、男女双方の視点到配慮した防災体制の整備に努めます。	総務課

～村民の取組み～

- 家族みんなが積極的に子育てや介護に関わり、協力しあいましょう。
- 地域での子育てや介護の手助け・相談ができるような交流を日頃から持ちましょう。そして、支え助け合う気持ちを持ちましょう。
- 地域の様々な活動に男女とも積極的に参画しましょう。

(2) 就業機会の拡大と労働環境の整備（推進計画関係）

就業・雇用の場における男女の均等な機会と接遇が確保されるとともに男女が共に働きやすく仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備に取り組めます。

～村の取組み～

具体的施策	取組内容	担当課
①雇用における男女の均等な機会・接遇の確保に向けた広報・啓発	男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の確保に向けて、広報やさまざまな機会を通じた男女雇用機会均等法の周知や継続して働ける就業条件の整備、セクシャル・ハラスメントの防止を村内企業に働きかけます。 また、農業分野においては、家族における農業労働における就業条件を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい就業環境の整備を推進します。	地方創生推進課 保健福祉課 産業振興課
②仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発	広報や様々な機会を通じ、育児・介護休業の利用促進、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。 また、男性の長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用を促進します。	地方創生推進課 総務課 保健福祉課

～村民の取組み～

- 自分たちの職場の就業規則や村にある放課後子ども教室（わんぱくキッズ）などの両立支援制度を知り、上手に活用しましょう。
- 家庭生活において男性も積極的に協力し、ゆとりある生活にこころがけましょう。



### (3) 政策・方針決定の場への女性の参画促進（推進計画関係）

あらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が対等に参画することは、男女共同参画を推進するうえで重要な課題の一つであり、会議等における女性委員の登用など女性の政策・方針決定過程への参画をさらに進めていきます。

#### ～村の取組み～

具体的施策	取組内容	担当課
①村の審議会等における女性委員の積極的登用	村の政策・方針決定に関わる審議会等において、女性委員の登用を積極的に進めます。	総務課
②様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進、人材育成	地域づくりや農林業など地域のあらゆる分野における企画立案・方針決定に男女がともに参画し、男女が手を携えた地域づくり等ができるよう、女性の登用を働きかけます。 また、様々な分野において地域のリーダーとなる人材を男女関わりなく発掘・育成します。	地方創生推進課 産業振興課 保健福祉課
③村の管理職等への女性登用	人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、更なる資質の向上を図りながら女性の管理職等への登用を推進します。	総務課

#### ～地域・村民の取組み～

- 地区の役員を引き受けるなど、様々な場に参画し、積極的に意見を発表しましょう。
- 地区においても女性リーダーを積極的に登用しましょう。
- 家庭でも、家族が様々な場に参画できるよう助け合いましょう。

## 資料編

### 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

#### 前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな

なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男

女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が

あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その



日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。